

第65回横浜市地域まちづくり推進委員会会議録	
日 時	令和 8 年 7 月 7 日（火）10時00分から12時00分まで
開催場所	市庁舎18階 さくら14会議室
出席者	【委 員】 名和田委員長、三輪副委員長、内海委員（WEB）、片岡委員、川原委員、佐藤委員（WEB）、高村委員（WEB）、宮谷委員 【事務局】 都市整備局地域まちづくり部 光田部長 都市整備局地域まちづくり部地域まちづくり課 阪本担当課長、馬立担当係長
欠席者	—
開催形態	公開（傍聴0名）
議 事	地域まちづくりの取組の推進状況について （1）地域まちづくりの裾野を広げる取組について （2）地域まちづくり支援制度の一部改善検討について
報 告	（1）第12回人・まち・デザイン賞の表彰式について （2）ヨコハマ市民まち普請事業の進捗状況について
【議事】 地域まちづくりの取組の推進状況について （1）地域まちづくりの裾野を広げる取組について 事務局から、地域まちづくり条例20周年事業として実施したトークイベント、交流会、Instagramの運用状況、地域まちづくりロゴの活用状況及び今後の展開について説明を行った。 （川原委員） ロゴについては、白黒版や縦横展開など、多様な媒体で活用しやすい工夫が必要だと考える。また、ロゴを活用すること自体が目的ではなく、横浜の地域まちづくりをどのように発信していくかというブランディングの視点が重要である。申請者がロゴを利用したことによるメリットや楽しさが十分に见えず、参加したくなるような仕掛けが必要である。また、これは20周年事業限定の取組みか。 （事務局） ロゴについては白黒版も作成している。「20」の表記は20周年事業に合わせたものであり、今後の活用状況を踏まえながら継続利用のあり方を検討していく。 （宮谷委員） 地域まちづくりのロゴやSNSは立ち上がったばかりである。裾野を広げるためには、市の発信だけでなく、多くのフォロワーを持つ活動団体や実践者に発信してもらうことが有効である。例えば、「私の地域まちづくり」をテーマとして活動団体が相互に紹介し合うリレー形式の発信を行うことで、多様な地域まちづくりの姿を伝えることができる。 （内海委員） 施設整備支援だけでなく、交流や広報といったソフト面の取組を進めていることは重要である。一方で、地域まちづくりの裾野を広げるためには、地域まちづくりに参加することで何が得られるのか、生活や地域がどのように豊かになるのかを市民に分かりやすく伝える必要がある。Instagramやロゴなどの情報発信も重要であるが、その前提として「地域まちづくりとは何か」について整理し、議論を深めることが重要である。 （事務局） これまでは接点づくりや認知度向上に重点を置いて取り組んできたが、今後は地域まちづくり自体の価値や魅力についても意識して発信することを検討していく。 （川原委員） 現在の取組がプロモーションなのか、あるいは地域まちづくりのブランディングなのかを整理する必要がある。	

ブランディングを行うのであれば、地域まちづくりの価値や意味を明確にし、行政や活動団体が共通認識を持ちながら発信していくことが必要である。

（片岡委員）

条例制定当時は、「地域まちづくり」という考え方そのものを広める段階であったが、20年が経過した現在は横浜市独自の地域まちづくりの蓄積が形成されている。

まち普請事業や地域まちづくり組織だけでなく、人まちデザイン賞などに見られる様々な活動も含めて、横浜らしい地域まちづくりとは何かを改めて整理し、発信していくことが重要である。

（高村委員）

市民の立場からすると、「地域まちづくり」という言葉は必ずしも分かりやすいものではない。

まち普請事業や人まちデザイン賞の事例は特別な活動のように見えるが、複数の人が集まって地域で活動すること自体が地域まちづくりであることを分かりやすく伝えていく必要がある。

（佐藤委員）

市民活動や地域活動への参加にハードルを感じる人も多いことから、半日や一日程度の体験型プログラムなど、気軽に参加できる仕組みがあるとよい。

また、スタンプラリーやポイント制度など、継続的な参加を促す仕組みも有効である。

（事務局）

スタンプラリーなどについては、裾野を広げる観点から今後の参考としたい。いただいた意見を整理しながら、実現可能な取組について検討していく。

（三輪委員）

地域まちづくりを意識せずに活動している人や団体は多い。その活動が地域まちづくりであることに気付いていない場合もあり、教育、福祉、子どもの活動、景観形成など、様々な分野の活動についても地域まちづくりだと認識してもらい、市として発信していくことが重要である。

また、人まちデザイン賞に「まちなみ景観部門」と「地域まちづくり部門」が共存していることに価値を感じている。人まちデザイン賞をきっかけに「活動の場」を創出する事業者や設計者にも地域まちづくりの視点を広げられるのではと考える。

（川原委員）

地域まちづくりとして手を挙げてもらうのを待つだけではなく、「それも地域まちづくりである」と積極的に見出していく発想も必要である。

行政や関係者が主体的に地域活動を見つけ出し、地域まちづくりとして位置付けていくことが、裾野の拡大につながる。

（名和田委員長）

地域福祉保健計画など他分野においても地域づくりの取組が進んでいる。こうした活動も含めて地域まちづくりとして捉えていくことが重要である。

（２）地域まちづくり支援制度の一部改善検討について

事務局から、相談窓口の新設、初動期支援の充実、ヨコハマ市民まち普請事業及び市民主体の身近な施設整備支援事業の見直しの方向性について説明を行った。

（三輪委員）

子ども環境学会において、まち普請事業を子どもの参画という観点から分析した分科会を実施した。

まち普請事業終了後の活動状況を確認する中で、中高生の居場所づくりが共通した課題として見えてきている。子どもや若者が地域で役割を持ちながら活動できる環境づくりも、地域まちづくりの重要なテーマである。

(宮谷委員)

地域づくり大学校などを通じて育成された人材やネットワークは地域の重要な資産である。
こうした人材が地域で継続的に活動できるような仕組みや、既存のネットワークを活用する視点が必要である。

(名和田委員長)

地域づくり大学校は一定の成果を上げており、各地域に活動者の層が形成されている。
これらの活動者が継続して活動できるような仕組みや、新たな人材育成との接続について検討する必要がある。

(川原委員)

まち普請事業は優れた制度であるが、その前段階として活動者同士がつながる緩やかなプラットフォームが重要である。
また、地域で「すごいね」と評価される活動が次の活動呼び込み、新たなプロジェクトにつながるような仕組みが必要である。

(高村委員)

身近な施設整備支援事業は助成割合が10割でなく自己負担を伴うため、市民グループには利用しにくい面がある。
施設整備だけでなく、活動そのものに対する支援についても検討する必要がある。

(事務局)

行政の補助制度では一定の自己負担を求めることが一般的である。一方で、まち普請事業と身近な施設整備支援事業との間に隔たりがあることは認識しており、その対策を検討していく。

(名和田委員長)

まち普請事業と身近な施設整備支援事業の中間に位置するような、より利用しやすい支援制度について検討する余地がある。

(川原委員)

地域まちづくりにおいては資金調達の視点も重要である。
クラウドファンディングなどを活用した新たなファイナンス手法も視野に入れながら、地域に蓄積されてきた人的ネットワークや活動基盤を生かしていくことが重要である。

(内海委員)

地域まちづくりの対象は条例制定当時よりも大きく広がっている。具体的には、条例第2条3号に「安全で快適な魅力あるまちを実現するために行う市街地の整備又は保全その他の地域の環境の維持又は改善の取組をいう」とされている。
現在ではコミュニティ形成や福祉的な取組も重要な要素となっており、支援制度の充実と併せて、地域まちづくりの定義や制度のあり方についても継続的に議論及び検討していく必要がある。

(事務局)

現行条例でも一定の対応は可能であるが、20年を経過した現在の状況を踏まえながら、地域まちづくりの考え方や支援制度のあり方について整理を進めていく。

(佐藤委員)

相談窓口については活動開始時だけでなく、活動継続段階における支援も重要である。
また、交流会などを通じて活動団体同士の横のつながりを生み出し、企業や学校との連携も進めながら担い手の拡大を図ることが重要である。

(片岡委員)

制度改善に当たっては十分な研究や分析を行うことが必要である。

また、ブランディングやファイナンスなど新たな視点も含めて継続的に議論を深めることが重要である。

(名和田委員長)

今後予定されている20周年事業の振返りや地域まちづくり推進状況報告書作成の機会も活用しながら、地域まちづくりの実態や成果を整理し、制度のあり方について継続的に検討していくことが重要である。

【報告1】第12回人・まち・デザイン賞の表彰式について

(事務局)

第12回人・まち・デザイン賞の表彰式について説明。

【報告2】ヨコハマ市民まち普請事業の進捗状況について

(事務局)

ヨコハマ市民まち普請事業の進捗状況について説明。

以上